

平成28年6月1日

# 現場代理人の兼務について

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

次の場合は、現場代理人の兼務が可能です。

## 1 兼務の対象となる工事

農政環境部関係事務所、県土整備部関係事務所又は県土整備部住宅建築局公営住宅課、営繕課若しくは設備課が所管する請負代金額が3,500万円未満の工事の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は、現場代理人を2件まで兼務できます。

- (1) 兼務する工事2件が、農政環境部関係事務所、県土整備部関係事務所又は県土整備部住宅建築局公営住宅課、営繕課若しくは設備課が所管する工事であること。
- (2) 兼務する工事2件が、同一土木事務所が所管する区域内で施工する工事であること。
- (3) 既に契約を締結している工事の請負代金額が、3,500万円未満であること。
- (4) 既に契約を締結している工事で現場代理人の兼務をしていないこと。

## 2 兼務する場合の手続

新たに兼務を希望する工事と、既に契約を締結している工事との両方について、「現場代理人兼務届」を提出してください。

上記の詳細は、「現場代理人の兼務の試行に関する事務取扱要領」を参照願います。

※ 農政環境部関係事務所が所管する工事2件の現場代理人は、事務取扱要領に記載していませんが、兼務可能です。

## 現場代理人の兼務の試行に関する事務取扱要領

平成25年2月27日制定  
平成28年4月19日一部改正

第1条 この要領は、現場代理人の兼務の試行について対象となる工事の範囲を設定し、その試行に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 県土整備部関係事務所  
以下の土木事務所及び管理事務所
  - ① 土木事務所：神戸、西宮、宝塚、加古川、加東、姫路、光都、龍野、豊岡、新温泉、養父、丹波、洲本  
なお、土木事務所の所管区域については、行政組織規則（昭和36年規則第40号）第87条の13第1項及び第87条の15第1項のとおりとする。ただし、行政組織規則第87条の13第1項の所管区域は、第87条の15第1項の所管区域を除いたものとする。
  - ② 管理事務所：尼崎港、姫路港
- (2) 農政環境部関係事務所  
農林（水産）振興事務所：神戸、阪神、加古川、加東、姫路、光都、豊岡、朝来、丹波、洲本
- (3) 本庁  
県土整備部住宅建築局：公営住宅課、営繕課、設備課
- (4) 発注機関  
「工事施工計画及び下請負人等通知書」の提出先

(兼務の対象となる工事)

- 第3条 県土整備部関係事務所又は本庁が所管する請負代金額が、3,500万円未満の工事（単価契約又は総価契約単価取決方式による工事を除く。）の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は、現場代理人を2件まで兼務することができる。
- (1) 兼務する工事2件が、県土整備部関係事務所又は本庁が所管する工事であること。
  - (2) 兼務する工事2件が、同一土木事務所が所管する区域内で施工する工事であること。
  - (3) 既に契約を締結している工事の請負代金額が、3,500万円未満であること。
  - (4) 既に契約を締結している工事現場代理人の兼務をしていないこと。
- 2 第1項の規定にかかわらず農政環境部関係事務所が所管する工事（単価契約又は総価契約単価取決方式による工事を除く。）は、第1項第2号から第4号までの要件を全て満たす場合に、県土整備部関係事務所又は本庁が所管する工事との兼務対象とする。
- 3 第1項又は第2項に該当する工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合があるので、その場合は入札公告等において明示する。

(現場代理人を兼務する場合の手続き)

第4条 以下の届出を発注機関あて行う。

- (1) 現場代理人の兼務を希望する場合
  - ア 兼務する工事が同一発注機関の工事の場合  
受注者は、兼務を希望する工事の契約を締結する際に、「工事施工計画及び下請負人等通知書」に加えて、「現場代理人兼務届」（第1号様式）を発注機関に2部提出する。
  - イ 兼務する工事が発注機関の異なる工事の場合

受注者は、兼務を希望する工事の契約を締結する際に、「工事施工計画及び下請負人等通知書」に加えて、「現場代理人兼務届」（第1号様式）を提出するとともに、提出後速やかに既に契約締結している工事の発注機関に対しても「現場代理人兼務届」（第1号様式）を提出する。

(2) 現場代理人の兼務の必要がなくなった場合

兼務している工事の一方が竣工した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、契約継続中の発注機関あてに「現場代理人解除届」（第2号様式）を提出する。

(現場代理人の責務について)

第5条 現場代理人は、兼務する一方の工事現場に従事している場合であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、平成25年3月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

# 現場代理人兼務届

平成 年 月 日

（兵庫県契約担当者） 様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり、現場代理人の兼務の試行に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、現場代理人の兼務の試行に関する事務取扱要領に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、いかなる措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
連絡先		
現在契約締結している工事	発注機関	
	工事名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	工事概要	
新たに兼務を希望する工事	発注機関	
	工事名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	工事概要	

※ 添付書類

- 現在契約している工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）〔※兼務する工事の発注機関が異なる場合は、現在契約している工事の発注機関に提出する際には、新たに兼務を希望する工事の契約書（写）〕
- 現在契約している工事の工事施工計画及び下請負人等通知書（写）〔※兼務する工事の発注機関が異なる場合は、現在契約している工事の発注機関に提出する際には、新たに兼務を希望する工事の当該通知書（写）〕

第2号様式（第4条）

## 現場代理人解除届

平成 年 月 日

（兵庫県契約担当者） 様

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

次のとおり、現場代理人の兼務の試行に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を解除することとしましたので届け出ます。

竣工した工事	発注機関	
	工事名	
	工事場所	
	契約金額	
	竣工年月日	平成 年 月 日
兼務解除となる工事	発注機関	
	工事名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで